

# 一時預かりの子どもにとってのプラス面

○ 一時預かりを行っている施設に対し、一時預かりを利用することが子どもにとってどのようなプラスがあるか尋ねたところ、「集団保育の体験」「遊びの体験が広がる」「友達ができる」といった回答が多かった。

## 一時預かりの子どもにとってのプラス面

サンプル数 (N)	友達ができる	遊びの体験 ができる	施設・遊具を 利用できる	集団保育を 体験できる	行事に参加 できる	生活習慣の 確立に役に 立つ	親の育児不 安から保護さ れる	親がリフレッ シュして、親 子関係がよく なる。	その他
212	168	178	122	179	107	135	136	162	11
	79.2%	84.0%	57.5%	84.4%	50.1%	63.7%	64.2%	76.4%	

(複数回答可)

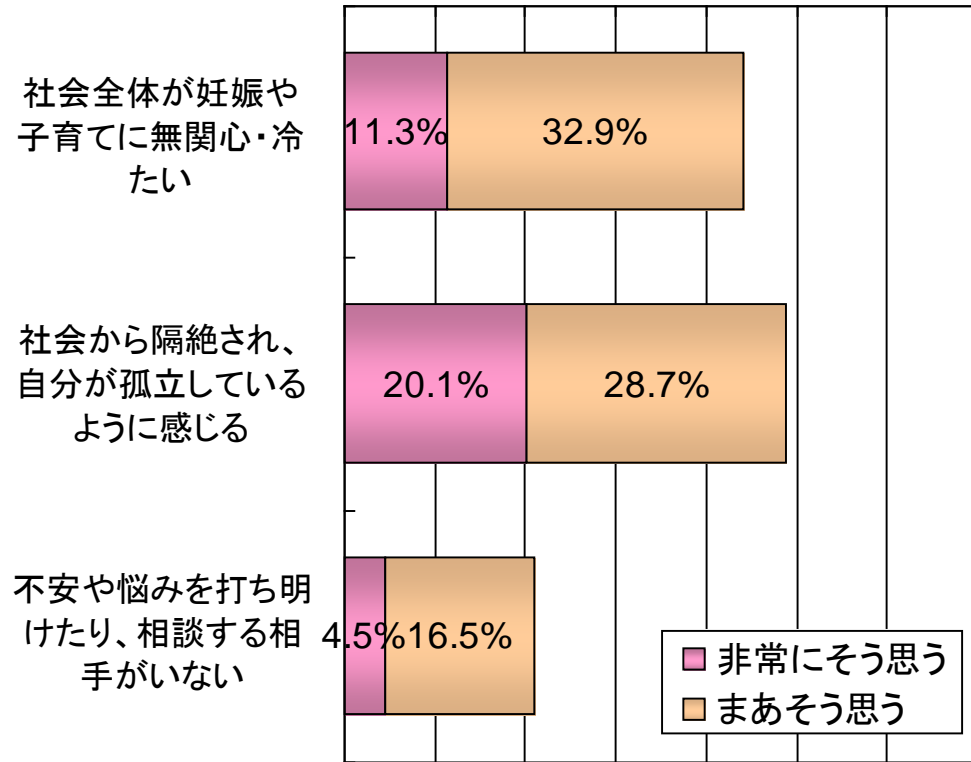
「保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究(平成19年2月こども未来財団)」

# 子育ての孤立化と負担感の増加

- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

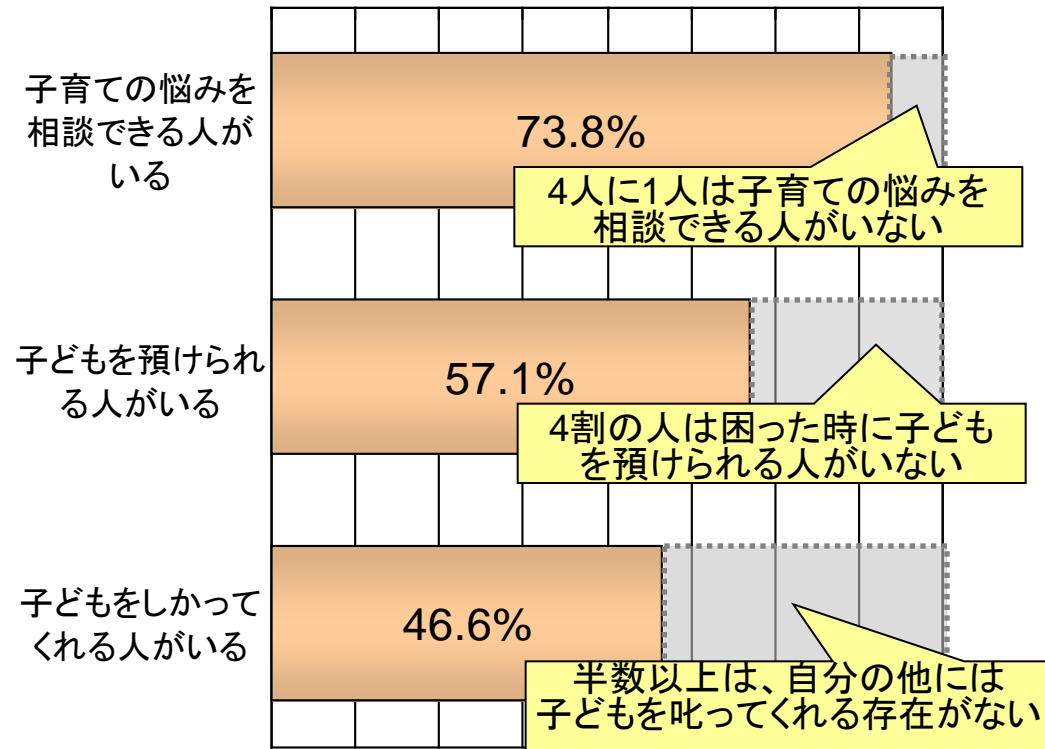
## 妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている 母親の周囲や世間の人々に対する意識

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



## 地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

資料:株UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

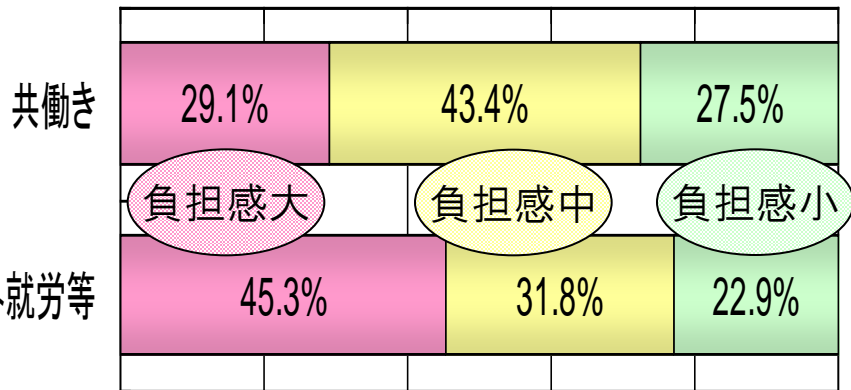
# 子育ての負担感

- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

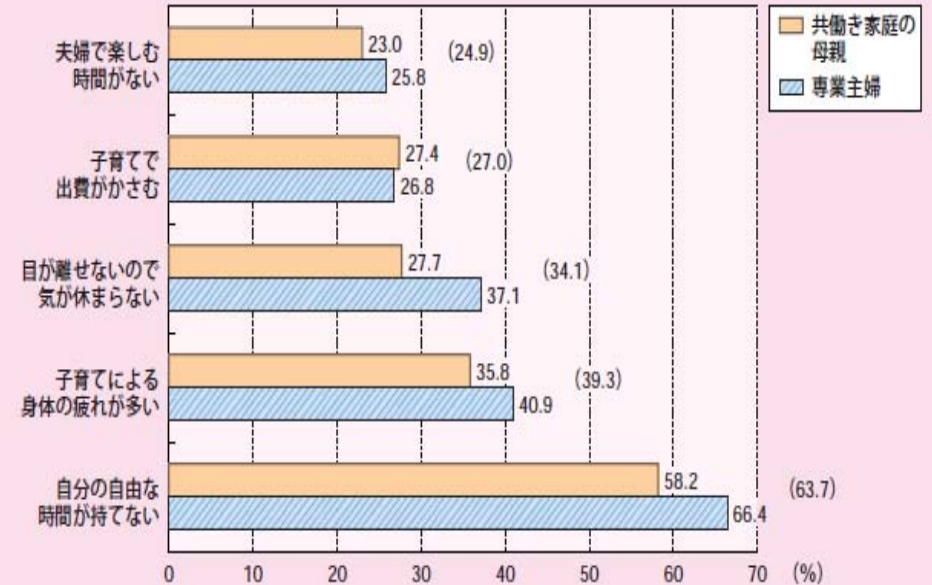
第1-2-35図 子育ての負担感の状況

## 女性の子育ての負担感

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)  
注：( )内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

## 2 一時預かりについて

### 現状

- 国の補助事業である一時預かり事業は、保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な預かりサービスを提供するもの。
  - ・実施箇所数 7,651カ所(平成20年度交付決定ベース)※実施箇所は保育所のみ。
  - ・年間延べ利用人員 約378万人(1カ所あたり平均1.5人/日(約半数以上は1日1人未満))
- ※ 平成20年度までは保育所で実施する場合のみ国庫補助の対象となっていたが、平成21年度からは、NPO等が実施する一時預かりについても一部については、国庫補助の対象とされた。
- 事業実施の義務づけはなく、市町村の判断により、実施(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務あり。)
- 一時預かり事業は平成21年度から保育所に加え、NPO、社協等において実施。そのほか独自の取組として、各自治体やNPO等により、一時預かりが実施されている。
- 一時預かりは、待機児童問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合がある。

#### 【第1次報告における取りまとめ内容】

##### (1) 現行制度の課題

- ① 保育の必要性の判断基準(「保育に欠ける」要件)の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の利用保障が行われるべきという議論への対応の必要がある。

また、育児疲れの親の一時的なリフレッシュ、子どもにとって友達や親以外の大人とふれあえる機会となるなど、一時預かりに寄せる子育て家庭の期待は高く、また、子育てに専念する親が一時預かりを通じて保育への理解を深めることにより仕事と子育ての両立の途に踏み出していくという意義もあり、これらの需要に積極的に対応していく必要がある。

一方で、保育所における一時保育は、待機児童の問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、通常保育の受け皿の拡充により、本来的な機能を発揮しうるようにしていくとともに、一時預かりの場の広がりが必要がある。

## (2) 新たな制度体系における方向性

### (一時預かりの方向性)

○ (1)①で整理されるような課題に対応した一時預かりサービスの保障充実の必要性にかんがみ、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

また、地域子育て支援拠点事業とともに一時預かり事業を行うことの意義、事業運営の安定性の確保、近接するサービス(ファミリーサポートセンター、ベビーシッター等)との関係の整理、地域の実情に応じた柔軟な取組の支援などを考えていく必要がある。

### 課題・視点

○ 一時預かりサービスは、親のリフレッシュや冠婚葬祭、就労など様々なニーズがあり、当該ニーズに即して、個人がサービスを選択して利用するものである。また、多様な主体(保育所、NPO等)、方法(施設型、訪問型)により、サービスが提供されている。

すべての子ども・子育て家庭に対する支援として、これらの多様なニーズに対応できる仕組みが必要。

○ 多様なニーズに対応することができる仕組み(実施責任、利用方式、給付方式等)を総合的にどのように設計するか。

(多様なニーズのうち、就労のための利用については、公的保育サービスの枠組みによる対応とともに検討)

※ 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。

※ ファミリー・サポート・センター等の訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ

### 3 児童館について

#### 現状

##### ○ 事業の目的:

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成、指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成、指導、子育て家庭への相談等を行う。

- ・ 設置状況:4,700カ所(公営:3,051カ所 民営:1,649カ所)(平成19年10月1日)
- ・ 設置及び運営主体:都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人 等
- ・ 設備と職員:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置、児童の遊びを指導する者の配置
- ・ 施設整備費:21年度予算 8億4600万円(国・都道府県・市町村・設置者 3分の1ずつ負担)
- ・ 事業費(民営のみ):12億9500万円(国・都道府県・市区町村が3分の1ずつ負担)

##### ○ 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移。

##### ○ 現在、児童館においては多様な活動が行われており、乳児から中高生までを広く対象とした事業を実施している。

- ・ 遊びを通しての子ども育成(対象:地域のすべての児童)・日常の自由遊び活動(屋内・屋外) 季節行事(節分、七夕まつり)、体力増強(スポーツ)、交流活動(高齢者、地域団体との交流)、創作活動・工作活動・鑑賞会(演劇・音楽・絵本の読み聞かせ)等
- ・ 子育て家庭支援(対象:幼児親子、配慮を要する児童生徒等) 幼児親子教室、子育て情報、放課後児童クラブ、不登校児童生徒対策等
- ・ 地域活動の促進(対象:母親クラブ、子育てサークル、青少年ボランティア等) 母親クラブ(子どもの見守り、安全点検)、子ども会等

(参考)

## 民間児童館・児童センター活動事業

(民間児童館が、下記の事業より2つ以上実施する場合の事業費補助・補助率1/3)

### (1) 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うもの

### (2) 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うもの

### (3) 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校関係者との連携を図り、個別又は集団指導を定期的に行うもの

### (4) 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うもの

※平成19年度からは、地域子育て支援拠点事業として、民営児童館内で一定時間つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する事業が実施されている。(実施箇所:168カ所(平成20年度))

(児童の健全育成に関する公的役割)

- 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を有するとされ(児童福祉法第2条)、基礎的自治体である市町村には、「すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進」が求められている(次世代法に基づく行動計画策定指針)。

(社会的支援の必要性の高まり)

- 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、子どもの多様な体験・活動の機会の減少、地域において子どもが安全に遊べる場所の減少、地域における子育て機能の低下、子育て家庭の孤立化これに伴う家庭における子育て力の低下、不登校など子どもの抱える問題の深刻化などを背景として、子どもの自主的な遊びを通じた人格発達支援など、児童の健全育成を社会的に支援する必要性が高まってきている。

(遊びを通じた人格発達支援を担う児童館の役割)

- 遊びは子どもの発達にとって身体的、社会的、教育的に大きな価値を持つとともに、遊びを通じて多様な人間に関わり社会性を獲得していくといった意義も有する。児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設として位置づけられている。その主たる事業内容は、主に学齢期の子どもを対象として、
  - ・ 遊びを通しての子どもの育成、
  - ・ 児童厚生員が携わりながら行う日常の自由な遊び活動とされており、上記の趣旨に適った専門的な施設として、活用の促進、事業内容の充実が期待される。



(児童館の多様な活動)

- また、児童館は、子どもの自主的な遊びを通じた人格発達支援等を図るための事業とともに、近年、乳幼児とその保護者や中高生を対象とした事業、地域の子育て支援事業、障害児への対応や様々な困難を抱える子どもへの対応などにも取り組んできており、地域コミュニティの核としての機能を果たしていくことも期待される。

(新制度への位置づけ)

- 遊びを通じた子どもの育成を中核としたこれら児童館が担っていくべき機能や事業、そのために欠かせない担い手の資質の向上を支援していくことを、新制度においてどのように位置づけていくべきか。